

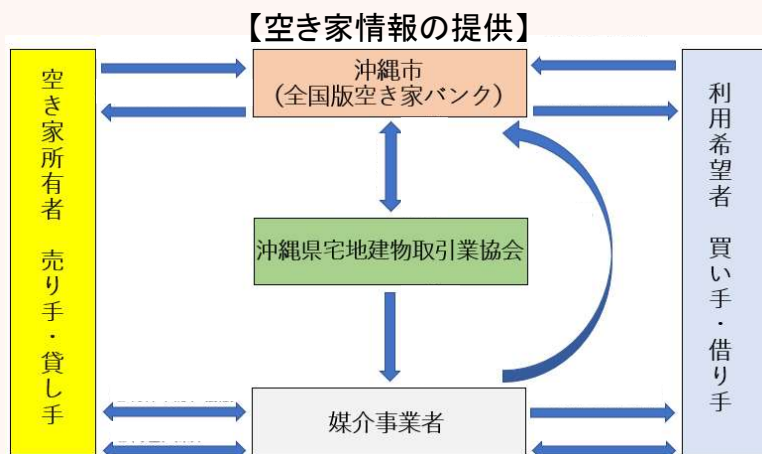
空き家所有者の皆さまへ

空き家バンク についてのお知らせ

沖縄市は、国土交通省の公募により選定された2事業者アットホーム、ライフルホームズの運営する空き家バンクに参画しました。

空き家バンクとは、空き家の売却又は賃貸を希望する空き家所有者の方から申し込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する方に対し提供するものです。

空き家所有者さまにおきましては、空き家活用方法の選択肢の一つになれば幸いです。



【契約等の媒介】

(空き家バンクの流れ)

沖縄市では空き家の情報提供(無料)を行います。契約等に関しましては、不動産事業者に依頼(有料)することになります。



👉アットホーム(空き家バンク)沖縄市ページの場合

URL <https://okinawa-c47211.akiya-athome.jp/>

アットホーム及びライフルホームズ空き家バンクのページから
沖縄市の空き家情報を閲覧できるようになりました！

空き家バンクの申込みにおいては、登録条件や必要書類があります。一度、下記の担当課へご相談ください。



沖縄市 建設部 住まい建築課 住まい係
098-939-1212(内線2645)



沖縄市空き家バンクが令和5年4月3日（月）より 始まります。

空き家バンク

○登録できる空き家の条件

空き家バンクに登録することができる空き家は、以下に掲げる要件をすべて満たさなければいけません。

- ✓1. 老朽、損傷等が著しい空き家でないこと。
(物件登録者の希望が売買であり、建物所有者と土地所有者が同一の場合及び3. を満たす場合を除く。)
- ✓2. 登記済の建物であること。
- ✓3. 建物及び土地の所有者が同一でない場合は、土地所有者からの承諾を得ていること。
- ✓4. 建物若しくは土地の所有者が複数である場合は、申込者以外の所有者の全員が本制度の目的を理解し、及び物件の登録を承諾していること。
- ✓5. 所有権以外の権利が設定されていないこと。(ただし、利用希望者に対し明示している場合を除く。)
- ✓6. 適正な市場価格であること。
- ✓7. 不動産会社等による売買等を目的とするものでないこと。
- ✓8. その他、市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認める空き家でないこと。



○物件登録者の条件

次の場合は物件登録することができません。

- ✓1. 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)(以下「宅建業法」という。)第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者に媒介を依頼しない場合。
- ✓2. 登録しようとする空き家等の内容を、利用希望者及び(公社)沖縄県宅地建物取引業協会並びに(公社)沖縄県宅地建物取引業協会から選定された媒介事業者と情報を共有することを承諾しない場合。
- ✓3. 国土交通省が設置する全国版空き家・空き地バンクに公開することを承諾しない場合。
- ✓4. 申込みを行った者、又はその者と生計を一にする同居の親族、又は代理又は媒介を行う者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有すると認められる者である場合。
- ✓5. その他、市長が登録することが適当でないと認めるもの。



○必要書類

- ✓・空き家バンク登録申込書(様式第1号)
- ✓・空き家バンク登録カード(様式第2号)
- ✓・所有者本人であることを証明するものの写し。
- ✓・建物登記簿謄本の写し。
- ✓・登録承諾書(様式第3号)(建物と土地の所有者が同一でない場合又は建物若しくは土地の所有者が複数である場合は、申込者以外のすべての所有者による登録承諾書(様式第3号)。)
- ✓・空き家の外観及び内部等を撮影した写真。
- ✓・登録誓約書(様式第4号)
- ✓・前に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。



沖縄市 建設部 住まい建築課 住まい係
098-939-1212(内線2645)

